

福山市立福山城博物館収蔵品移設業務 入札仕様書

1 業務名

福山市立福山城博物館収蔵品移設業務

2 目的

本業務は、福山市立福山城博物館耐震改修工事に伴い、館外で保管していた博物館収蔵品を福山城博物館収蔵庫へ移設するにあたり、運搬、開梱、陳列及びこれらに付帯する作業等を行うことを目的とする。

3 履行場所

(1) 搬出場所

名称	所在地	階数	エレベーター
旧福山市市民参画センター別館 (ふくやま市民交流館)	福山市丸之内一丁目9番5号	2階	なし

(2) 搬入場所

名称	所在地	階数	エレベーター
福山市立福山城博物館収蔵庫	福山市丸之内一丁目8番	2～3階	使用不可

4 履行期間

(1) 本業務の履行期間は、契約締結日から7月29日(日)までとする。

(2) 作業日については、2022年(令和4年)7月1日から18日までの土曜日、日曜日及び祝日を含む4日を予定している。具体の日程については、福山市立福山城博物館耐震改修工事及び福山城天守広場整備工事との調整が必要なため、別途協議するものとする。

なお、契約締結後、天変地異等発生による緊急対応によって、作業日に作業ができない事態が生じた場合、発注者及び受注者において協議の上、日程調整を行う。

5 業務内容

(1) 搬出場所にある収蔵品(別紙 福山市立福山城博物館収蔵品一覧に記載の収蔵品(以下「収蔵品」という。))を搬入場所に移設すること。

(2) 収蔵品の運搬、開梱及び陳列

ア 運搬

搬出場所にある梱包済の収蔵品を搬入場所へ移設する。

イ 開梱及び陳列作業

搬入場所に移設した収蔵品は、収蔵庫前室等で開梱し、収納棚に陳列する。陳列場所については、発注者が現地で指示する。

なお、開梱後の梱包資材は、受注者が回収し処分する。

(3) 養生

ア 養生場所

搬出場所に係る養生は不要とする。搬入場所については、改修工事後のため、床及び壁などの損傷の恐れがあると判断される場所について、養生を行うこと。なお、具体については、発注者及び受注者で協議する。

また、発注者の指示により適宜養生場所を追加すること。

イ 養生期間

発注者の指示する日から作業が完了するまでの間とする。

ウ 養生の維持

受注者は、養生の実施後、養生部分に欠損が生じた場合は速やかに補修等を行い、常時安全な状態を維持すること。脱着時に養生個所に損傷が認められる場合は、受注者の責において原状復帰を図ること。

- (4) 受注者は、養生その他資材を適宜準備し、作業終了後、養生その他資材を回収し、搬入場所に残置しないこと。

6 作業時間

- (1) 作業は、原則として8時30分から17時15分までの間に行うものとする。
- (2) 受注者は、作業を円滑に遂行するため、発注者との連絡を密にして、日程及び作業時間等の調整を行うこと。

7 事故防止及び安全確保

- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を順守し事故防止に万全の対策を講じること。
- (2) 事故及び物品等の破損、損失及び紛失等が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責が明らかに認められるものについては、受注者が誠意を持ってその補償にあたることとし、これらの補償に対応できる保険に加入すること。

8 順守事項

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、受注者は作業責任者を配置し、その名前、連絡先等を発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、作業責任者には文化財や美術品の梱包及び運搬等に一定の経験及び知見を有している者を配置すること。
- (3) 受注者は、作業に従事する作業員の名前を発注者へ報告すること。
- (4) 作業員は、服装を統一し、名札及び腕章等を着用し、当該作業員がこの作業の従事者であることを明確にすること。
- (5) 作業に直接関係ない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (6) 別途指定する場所以外での休憩、飲食はしないこと。なお、搬出場所の敷地内は禁煙とする。
- (7) 作業にあたり、業務上知り得た情報を履行期間中はもとより、履行終了後も第三者に漏えいしてはならない。
- (8) 本仕様書に係る資料は、発注者の許可なく、複製及び複写しないこと。

9 留意事項

- (1) 収蔵品については、保険に加入すること。
- (2) 本業務の実施にあたり必要な車両、台車等の作業道具については、受注者が用意すること。また、作業にあたり生じる資材代等の一切の経費は、受注者が負担すること。
- (3) 事故の無いように安全に配慮し作業を進めること。
福山城天守広場から博物館入口までは石段で段差があることから、運搬には十分な安全確保を図ること。
- (4) 福山城博物館への車両の進入路は、搬出場所の北側坂路となるが、作業期間中は福山市立福山城博物館耐震改修工事中であり、通行にあたっては工事業者の指示に従うこと。
- (5) 作業に係る発注者の指示については、福山市文化振興課職員及びふくやま芸術文化財団職員が行うものとする。